

## 定款細則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この定款細則は、一般社団法人日本認定遺伝カウンセラー協会(以下、本法人という)の運営に必要な事項を定める。

### 第2章 事業

(研修会・セミナー等)

第2条 定款第4条第1項第1号および第2号に基づいて、認定遺伝カウンセラー研修会及び認定遺伝カウンセリングアドバンスドセミナー等を実施する。これらの事業は、教育研修委員会が担当する。

(研究事業)

第3条 定款第4条第1項第1号から第3号に基づいて、本法人は以下の事業を実施する。これらの事業は、研究推進委員会が担当する。

- (1) 研究助成事業および学会発表等海外渡航助成事業
- (2) 会員による研究業績の集約・公開

(学術・情報事業)

第4条 定款第4条第1項第2号、第3号および第5号に基づいて、本法人は以下の事業を実施する。これらの事業は学術・情報委員会が担当する。

- (1) 国内外の遺伝カウンセリング関連情報の収集と発信
- (2) 2年に一度の会員現状調査の実施と公開

(会員連携事業)

第5条 定款第4条第1項第1号に基づいて、本法人は以下の事業を実施する。これらの事業はネットワーク委員会が担当する。

- (1) メーリングリストの運営
- (2) ニュースレターの発行
- (3) 会員交流会の開催

#### (4) 地方勉強会の支援

#### (広報)

第6条 定款第4条第1項第3号から第5号に基づいて、本法人は以下の事業を実施する。これらの事業は広報委員会が担当する。

- (1) ウェブサイトの管理・運営
- (2) SNSの管理・運営
- (3) 市民交流イベントの参加・開催

#### (対外連携事業)

第7条 定款第4条第1項第4号および第5号に基づいて、本法人は以下の事業を実施する。これらの事業は渉外委員会が担当する。

- (1) 関連団体(アカデミア、医療機関、患者会等)と連携しての政策提言等
- (2) 国際交流、研究協力及び貢献に資する活動
- (3) 会員現状調査の結果に基づいた渉外活動

### 第3章 会員

#### (入会)

第8条 定款第5条に定める会員資格の取得に際し、会員になろうとするものは入会費8,000円を納付しなければならない。

#### (会費)

第9条 定款第7条に定める本法人の会員の会費は、年額8,000円とする。ただし、認定初年度は年会費の納付は要しない。

#### (再入会)

第10条 定款第8条に基づき任意退会した場合、定款第6条に定める手続きにより再入会することができる。ただし、未納の経費等がある場合には、それらの支払い完了をもって再入会を承認する。

2 定款第9条に基づき除名された会員が再入会を希望する場合には、定款第6条に定める手続きののち、理事会の承認を得るものとする。ただし、未納の経費等がある場合には、それらの支払い完了をもって再入会を承認する。

3 定款第10条に基づき会員資格を喪失した会員が再入会を希望する場合には定款第6条に定める手続きののち、理事会の承認を得るものとする。ただし、未納の経費等がある場

合には、それらの支払い完了をもって再入会を承認する。

4 第1項から3項に基づき再入会した場合であっても、退会、除名、資格喪失期間は在会期間として計上することはできない。

## 第4章 代議員

(定数)

第11条 定款第11条に定める代議員の定数は、会員10名(四捨五入)ごとに代議員1名を選出する方法により決定するものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第12条 定款第11条第4項に定める選挙権は、選挙実施年度の前年度までに本法人の会員資格を有していたものとする。

2 代議員の被選挙権を有するのは、選挙実施年度開始時までに満2年以上の会員歴を有し、選挙年度前年度までの会費を完納しているものとする。

(選挙管理委員会)

第13条 定款第11条第2項に定める代議員選挙にあたっては、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会の委員長は理事会が選任する。

3 選挙管理委員は選挙管理委員会の委員長が選任する。

4 選挙管理委員会は第15条から第17条に定める理事、監事、理事長選挙も担当し、当該年度の全ての選挙の終了をもって解散する。

(選出方法)

第14条 代議員は、第12条第2項に定める被選挙権を有する会員で、別に選挙管理委員会が作成した被選挙人名簿より選出する。

2 被選挙人名簿を主たる勤務先(勤務先のない場合には居住地)以下のブロックに区分し、第12条にしたがって定まる評議員定数のうち半数を、各ブロックに所属する会員数比に従って振り分ける。これをブロック毎定数とする。ブロックは以下の7ブロックとする。ただし、定数が2を下回るブロックがある場合には、当該ブロックの定数を2としたうえで、総ブロック毎定数から当該ブロックの定数を差し引いた定数を、定数が2以上であったブロックで按分する。

北海道・東北ブロック

北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島

北陸・甲信越ブロック

山梨、長野、新潟、富山、石川、福井

関東ブロック

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川

東海ブロック

静岡、愛知、岐阜、三重

近畿ブロック

滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国・四国ブロック

鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、徳島、高知

九州・沖縄ブロック

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

3 ブロック毎定数の選挙は、ブロック毎に実施する。各ブロックの選挙人一人あたりの投票可能数は、同ブロックに割り当てられた定数と同数とする。

4 第11条に基づき割り当てられた定数より総ブロック毎定数を指し引いた定数について、ブロックによらず全選挙人が全被選挙人名簿より投票し、得票順に選出する。選挙人一人あたりの投票可能数は、総定数の半数とする。ただし、ブロック毎選挙にて既に選出されているものは選出されない。

5 定数を超える同数得票者が生じた場合には何れも当選とする。

6 選挙管理委員会は、代議員選挙の結果を理事会に報告する。

## 第5章 役員

(理事の選出方法)

第15条 理事は、代議員選挙が実施された年度に、選挙で選出された新代議員を選挙人および被選挙人とする選挙によって選出する。

2 理事の定数は、定款第20条第1項第1号に定める範囲において、選挙が行われる年度の初めに理事会の決議において定める。

3 理事選挙における選挙人一人あたりの投票数は、理事定数と同数とし、得票順に理事定数を満たすまで新理事として選出する。

4 定数を超える同数得票者が生じた場合には、代議員選挙時の得票数（ブロック毎選挙時の得票数をのぞく）が多い候補者を当選とする。

(監事の選出方法)

第16条 監事は、代議員選挙が実施された年度に、選挙で選出された新代議員を選挙人お

よび被選挙人とする選挙によって選出する。ただし、新理事に選出された者は選挙権および被選挙のいずれも有しない。

2 監事の定数は、定款第20条第1項第2号に定める範囲において、選挙が行われる年度の初めに理事会の決議において定める。

3 監事選挙における選挙人一人当たりの投票数は、監事定数と同数とし、得票順に監事定数を満たすまで新監事として選出する。

4 定数を超える同数得票者が生じた場合には、代議員選挙時の得票数（ブロック毎選挙時の得票数をのぞく）が多い候補者を当選とする。

（理事長の選出方法）

第17条 理事長は、選挙で選出された新理事を選挙人および被選挙人とする選挙によって選出する。新理事全員の投票によって過半数を得たものを当選者とする。過半数を得るものがない場合には、新理事を選挙人および上位2名を被選挙人とする投票を行い、最多得票者を当選者とする。

（役員を選任）

第18条 選挙管理委員会は、理事選挙および監事選挙の結果を社員総会に報告し、社員総会の決議を経て理事、監事を選任する。

2 選挙管理委員会は、理事長選挙の結果を理事会に報告し、理事会の議をへて理事長を選任する。

3 理事が任期を満了する年度が選挙年度に当たらない場合には、総会の承認を経て理事を再任する。

## 第6章 委員会

（常置委員会）

第19条 定款第33条に基づいて、以下の常置委員会をおく。

- （1）教育研修委員会
- （2）研究推進委員会
- （3）学術情報委員会
- （4）渉外委員会
- （5）ネットワーク委員会
- （6）広報委員会
- （7）倫理検討委員会
- （8）職能委員会

#### (9) 財務委員会

2 常置委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

#### (その他の委員会)

第20条 本法人は、第19条に定める常設委員会のほか、定款第4条に定める事業を実施するための非常置委員会を、理事会の決議により設置することができる。

## 第7章 幹事及び事務局

#### (幹事)

第21条 この法人に、この法人の会務を分掌するため幹事を置くことができる。

- 2 幹事は若干名とし、理事会の推薦及び承認によって選任し、理事長が委嘱する。
- 3 幹事の任期は、前項により選任された日から2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 幹事は理事会に出席し意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。
- 5 幹事は理事及び監事を兼ねることができない。

#### (事務局)

第22条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

## 第8章 その他

第23条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附則

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。  
一部改訂 令和7年9月27日